

# 具体的な事例から学ぶ

～考えよう！自分のこととして～

発行：山口県教育委員会  
令和2年9月24日

## 1 テーマ

### 体罰の防止

※ 体罰については、学校教育法第11条で禁止されているとともに、児童生徒の人間としての尊厳や自尊心を著しく傷つける行為であることはもとより、教育の根幹をなす教職員と児童生徒との信頼関係を損なう行為であるということを改めて認識しましょう。

## 2 事例とその傾向

### 【事例①】 あせりや裏切られ感等による感情的な体罰

宿泊学習で枕投げをしている複数の児童がいたため、指導したところ、児童たちは枕投げを止めた。その後、再び巡回指導を行った際、先ほど指導した児童たちが再度、枕投げをしていたため、正座させ、太ももを蹴った。

### 【事例②】 部活動や規律指導等における見せしめ的な体罰

練習後のグラウンド整備を何度もサボる生徒がいたので、真夏の炎天下のグラウンドで、十分に休憩や水分をとらせないまま、草取りを2時間程度させていたところ、脱水症状で生徒が体調を崩した。

### 【事例③】 児童生徒が問題行動をくり返すなど、困難な生徒指導の場面で発生する体罰

生徒Aは指導に対して素直に従わないことが多く、授業妨害等が目立つ生徒であった。ある日の掃除時間、生徒Aの態度がいつも以上に悪く、指導しても反発し受け入れない状態であったため、教員は別室で指導したところ、反抗的な言動をとったので、平手で頭を2回叩いた。

## 3 体罰の根絶に向けた2つのポイント

### 【アンガーマネジメント】

児童生徒に対する指導の中で、はがゆさを感じる場面もあるかもしれませんが、体罰の防止には、自らの感情をどのようにコントロールするかが大変重要になります。

### 【校内体制づくり】

「どのような行為が体罰にあたるのか（※）」、「体罰は絶対に許さない・許されない」ということを全ての教職員が認識し、児童生徒の心に寄り添った粘り強い指導を推進するとともに、体罰を「起こさない・起こさせない」学校の体制を確立することが重要です。

※ [参考] 平成25年3月13日付け24文科初第1269号「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」

## 4 振り返ってみましょう

- 自分自身の感情をコントロールし、冷静な態度で指導していますか。
- 自分の指導法に間違いはなく、児童生徒は自分の指示に従うべきと考えていませんか。
- 指導方法が気になる教員がいるにもかかわらず、見て見ぬふりをしていませんか。
- 指導方法について、他の教職員と話し合ったり、相談したりできる雰囲気がありますか。